

学校感染症の種類と出席停止の期間

分類	病名	出席停止期間の基準
第一種	※1	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※2	

※1 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

※2 溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、など